

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和5年12月8日（第2日目）

議 長（高橋拓生君）

ただいまから令和5年平泉町議会定例会12月会議2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続きまして、通告順に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告5番、三枚山光裕議員、登壇、質問願います。

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

通告5番、日本共産党の三枚山光裕でございます。

2つの項目について質問いたします。

1つは、国民健康保険税について2つ伺います。

その1点は、いわゆる岩手県の統一保険料についてであります。岩手県の「第3期国民健康保険運営方針の策定について」の中の「第3期運営方針構成（案）」について、「検討中」の改定方針の概要を伺います。

2点目は、平泉町の税率及び条例改正についてであります。岩手県の統一保険料に向け、平泉町の税率及び条例改定が示され、今議会に提案されました。今後の町民負担についての考えを伺います。

項目の2つ目は、公園整備と子どもの居場所についてです。

1点目は、公園整備の具体的検討はどこまで進んでいるのかについてです。公園の整備につい

て、青木幸保町長は3月の施政方針の中で、「子育て世代からの要望を踏まえ、具体の検討を進める」と述べています。具体的検討はどこまで進んでいるのか伺います。

2点目は、志羅山児童館廃止後の状況についてです。志羅山児童館が今年度から廃止となりました。そのことによって「子どもたちの居場所がなくなった」との声が出ています。児童館廃止後の状況の認識と対策について伺います。

以上、答弁を求めます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

国民健康保険税についてのご質問がありました。

初めに、岩手県の統一保険料についてですが、岩手県の国民健康保険運営方針につきましては、国民健康保険の安定的な財政運営と事業の広域的、効果的な運営を県と市町村が一体となって推進するための統一的な指針として定めているものであります。第3期運営方針の対象期間につきましては、令和6年度から令和11年度までの6年間に設定することで現在検討されているところであります。

運営方針の方針1、納付金及び標準的な保険税の算定と国民健康保険財政の安定的な運営の確保において検討中としている保険税水準の統一については、最終的な保険税水準の統一の目標として、同じ所得水準、世帯構成であれば、県内どこの市町村においても同じ国保税額となる完全統一を令和12年度からの第4期運営方針期間以降に実施することで検討が進められております。保険税水準の完全統一を進めるに当たっては、市町村が県に支払う事業納付金について、市町村間の医療費水準の差異を反映して算出している方法を見直すことや、保険税の賦課方式が所得割、資産割、均等割、平等割の4要素で計算する4方式と資産割を除いた3方式とそれぞれ市町村で異なるため、今後県内全ての市町村が3方式に統一するといった検討課題があります。

そこで、第3期運営方針期間中の目標として、賦課方式を3方式に統一することと事業納付金における市町村間の医療費水準による差異をなくし、いわゆる納付金ベースでの統一を実施することで検討が進められております。

次に、方針4の医療費の適正化の取り組み検討中としている医療費適正化計画との整合性につきましては、県が策定する令和6年度からの第4期岩手県医療費適正化計画との連携を図り、目標として特定健診実施率の向上や糖尿病重症化予防の取り組みなど、市町村ごとの実情を踏まえながら医療費適正化対策を進めていくことが検討されているところであります。

なお、岩手県の第3期運営方針構成（案）につきましては、12月中旬に開催する県の国民健康保険運営協議会において提案される内容となっております。

次に、平泉町の税率及び条例改正についてですが、国民健康保険税の税率改正につきましては、先ほどご説明いたしました国民健康保険運営方針における保険税水準の統一を見据えて、本町におきましても賦課方式を現在の4方式から資産割をなくした3方式に税率改正することで、本会

議において条例改正の提案をさせていただいております。賦課方式の変更により資産割をなくしたとしても、4方式と同等の税収を確保する必要があるため、他の構成要素である所得割、均等割、平等割の税率を改正する内容となります。今回の税率改正により、土地や住宅など資産を持っていて資産割が課税されていた納税者については資産割分が減額となり、資産割が課税されていなかった納税者については国保税の負担が増額となる見込みであります。

このように、国保税の増額となる納税者の負担軽減のため、激変緩和措置として、令和6年度から令和8年度までの3年間にかけて段階的に税率を改正する方針としており、処置期間において従来の資産割分として不足する国保税については財政調整基金から補填する予定としております。

また、今後の国保税の税率改正におきましても、県の国民健康保険運営方針による保険税水準の統一に向けた取り組みを踏まえながら、国・県の支出金や普通交付金などの動向を注視するとともに、町の国民健康保険事業の運営状況について精査しながら、納税義務者に対して適正な税負担となるよう検討し、努めてまいります。

続いて、公園整備と子どもの居場所についてのご質問がありました。

初めに、公園整備の具体的な検討の進捗状況についてですが、大型遊具等を設置した公園については、スマートインターチェンジ周辺開発の中で民間事業者による商業施設等の開発を併せて整備する方向で検討を進めており、引き続き民間事業者とともに具体の計画づくりを進めているところであります。

また、子どもの身近な遊び場としての公園整備については、史跡公園や小公園など様々な視点での整備が考えられることから、子ども・子育て会議や令和7年度からの第3期平泉町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた子育てニーズ調査の実施など、あらゆる機会を通じて子育て世代間の意見や要望をいただきながら、身近な公園整備の方向性を検討し、進めてまいります。

次に、志羅山児童館の廃止後の状況認識と対策についてですが、議員ご承知のとおり、志羅山児童館については設置条例を廃止したことにより、令和4年度末をもって閉館とさせていただきました。廃止理由については、庁内での検討を踏まえ、児童クラブの設置による利用者の減少や学習交流施設エピカのオープンなどにより、志羅山児童館の役割がほぼ達成できたと考えたことによるものであります。

一方で、本年6月から実施した地域懇談会では、幾つかの行政区懇談会の中で、志羅山児童館廃止後の子どもたちの居場所の確保や子育て世代のための遊べる環境に向けた公園の整備等についての意見や要望が出されていることなどからも、子育て環境の整備充実に対する期待度やその必要性についての重要度は高いものであると認識しております。子どもの居場所づくりに向けた対策については、先ほど申し上げましたとおり、子どもたちが自由に遊べる公園整備に向けてどのような整備の方向性がよいかなどの検討を進めていくとともに、学習交流施設エピカの利用促進を図るなど、子育て環境の整備充実に向けて取り組んでまいります。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

それでは、統一保険料について、2回目以降の質問に移りたいと思います。

まず、前置きではありませんけれども、いずれ共通認識、県の3期の方針の関係でありまして、いわゆる岩手県の保険料統一に向けて、今は2期の運営というので行われていまして、これが今年度いっぱいということになります。それで、今度第3期を作成するというので8月に、答弁にもありました会議が開かれました。12月会議があつて、パブリックコメント、来年そういうものを経て最終的に決まっていくというふうな経過になっているところです。

それで、2期が3年で、今度の3期というのは長くて6年で、その間3年のところで見直すというふうに決まっていました。改正国保法の中で根拠になっておりまして、そういう点はまだ案の段階というのも事実であります。ただ、議事録も見ましたけれども、異議もなく、大体こういう方向で決まっていくものだろうと思っています。

そこで、第2期の運営方針、そして、来年4月以降の第3期の運営方針（案）の内容に関わつて質問したいと思います。特に2期から3期に移行する中で3章に国民健康保険の運営方針（各論）とあつて、7つの方針というのがあるのです。その中で伺っていききたいと思います。

現行の第2期の方針では、市町村ごとの医療水準の異差、違い、これを納付金、市町村が県に納付、配分、これを全て反映させることとするとして所得水準、世帯構成が同じなら保険水準も同じ、そのことを目指すのだとしてきました。この時期ですけれども、この方針によって、ここから質問なのですけれども、平泉町の県への納付金というのはこの間どういうふうに変わってきたのか。この方針で増えたとか、あるいは端的に減ったとか、その辺はどういうふうになってきたのか伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

第1期、第2期を通して、いわゆる第1期は財政運営主体が県に移行した平成30年度からの納付金の推移でございますが、当初平成30年度におきましては4億8,400万円ぐらいの納付金と、それ以降につきましては5億5,000万程度の推移できていると。ご存じのとおり、この納付金につきましてはの考え方というのは、あくまでも保険給付費等の不足部分について市町村のほうで、本来であれば保険税をもってそこを充当するという部分でございます。

しかしながら、この納付金の考え方、今お話のあつたとおり納付金の算定根拠が所得の分、それから人の分、いわゆる被保者数の関係、さらには今言った水準です、医療費水準の格差の部分での是正の部分として反映させていただいた。ですので、令和5年度だけ申し上げれば、令和5年度におきましては現在納付金につきましては1億7,600万ですが、これが医療費水準をここに反映させないとなれば、算定上は1億9,100万というふうに1,500万円ぐらい高くなるというような算定がされているところでございます。

ですので、当町におきましては、県下でも医療費水準が下のほうであることから、この部分

での反映として、納付金につきましては、そういった部分でいわゆる医療費水準を反映しないと
きと比べれば非常に低いものとなっている状況でございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

いろいろ算定根拠なり、それはもちろん当町で医療費がかかれば当然高くなるということがあ
って、そういったことも反映させるということで、完全に明確に分かるものでもないということ
も一方であるのですが、その点については分かりました。

それで、現在2期の中で保険料統一の定義、保険税水準の統一の影響及び課題を検証、協議す
るというふうになっていました。こういった点で、これというのは県議会のほうでも検証してい
くわけなのですが、結論というのはどういうふうになっているのか、もし承知でしたらご
紹介いただきたい。また平泉町として、この保険税水準の統一、この間ずっと進んできて、その
影響とか課題というものは検証されているのか、協議はされているのか。今後これがずっと進む
のしょうけれども、今度3期が始まって、最終的に県の統一、保険税にもなっていくというわ
けなのですが、その途上で平泉町として協議したとしたら、結論はどういうふうな内容なのか、
伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

今回の医療費水準の部分での話合いなのですが、今県と協議している中では、当然医療費水準
が低いところ、高いところ、そういった部分で、こちらのほうの国民健康保険の事業費納付金に
反映されていると。ですので、この部分が、この措置が解消されることになると、それぞれの市
町村で取り組んでいる保険事業、いわゆるインセンティブの部分が結果的には、それが反映され
ないこととなります。ということは、医療費が高い市町村の分を医療費の少ない市町村が補うよ
うな、そういった状況が課題であるというふうに考えておりました。

この点につきましては、県が各市町村と数回にわたる意見交換などをさせていただいた経過も
ございます。当町におきましては、これにつきましては是正を考えていく上で、同じ県内どこの
市町村においても所得が同じで、それから構成人数が同じ場合に同じ保険税だという観点からし
た場合に、それであれば、例えば地域医療の水準の不均衡さを是正する、保険事業の統一した、
そういった取り組みをする、それから収納率の部分での是正、収納率をある程度の幅でちゃんと
収納させると、そういった様々な課題をきちんとクリアしていかない限りは、あくまでも市町村
が同じように被保険者に対して、一人一人に対して同じ税制をかける部分においては不公平感を
感じるという部分を課題として、是正も併せて進めていただきたいというような要望をさせてい
ただいております。庁舎内での議論につきましては、そういった部分についてはなく、県とのや
り取りの中でそのような要望を出させていただいているというところでございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

さっき7つの方針の方針1のところだったのですが、インセンティブの話が出ました。次に中の方針の4というところに関わって伺いたいと思います。

これは医療費の適正化の取り組みということです。適正化、医療費を抑えようというのが国の考えでしょうから、医療費削減ということになるのですが、答弁では4期計画、医療費適正化計画、それとの方針の中でというようにありました。現行の2期方針では、医療費の適正化の取り組みのために後発医薬品の使用とか特定健診とか、それから保健指導、これを60%以上だと。この結果を見て3期に反映させていくというふうな内容になっているようですけれども、とすると、例えば糖尿病の重症化をなくす予防の取り組みというのもありました。では、2期の方針に基づいて、平泉町として、この医療費適正化の取り組みはどういうふうになっているのか、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

医療費の適正化の取り組みでございますが、第3期の今回の岩手県国民健康保険運営方針のあくまで案の段階でございます。医療費の適正化の取り組みにおきましては、財政運営に当たり医療費の適正化を行い、財政基盤を強化するための取り組みが大きな目標でありまして、特にその役割につきましては市町村の取り組み、県の役割、それから国保連の役割というふうな内容で分類されております。町の役割としては、今お話のあった分、いわゆる後発医薬品の差額通知等の取り組みや、それから特定健診、特定保健指導、さらにはデータヘルス計画のPDCAサイクルの実施など、そういった項目が今計画の中では挙げられております。

そこで、当町では、今回の計画の中で特に特定健診の受診率という部分でございます。これにつきましては、例年国で示されている60%というのはなかなか達成が難しい状況でありまして、県におきましてはたしか45%ぐらいでございましたが、当町におきましてはそれぞれの対象者への個人勧奨などをやって、令和4年度は52%まで、県、国平均よりも上回っております。ただ一方では、特定保健指導の実施率については低い数字になっておりまして、個別に対象者にそういった指導勧奨を行ってもなかなか受診してくれないという大きな課題がございます。

そういった部分を踏まえながら、今後のこの保健事業の取り組みなどについて、これから来年度になりますが、高齢者と保健事業と介護の一体化事業というような部分、これは高齢者の75歳以上のところになるのですが、前段としてそういった様々な取り組みを行いながら、いわゆる現行の部分の取り組みを進めながら、さらには医療費の抑制に向けて取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

さっきインセンティブと言ったのですが、抑制を図ればお金を交付するというか、努力したところにはそういうことがあったからなのですけれども、今答弁ありましたけれども、結局健診のほうは、令和3年度の県の資料なのですけれども、ほぼ平泉町は県平均というところだったと思います。この間、でも決算かどこかで努力してくれているという話も私、言ったことありましたけれども、それでもそのぐらいだと。

一方、やっぱりさっき低いと言った保健指導なのですけれども、33市町村の中でも最下位水準、29番目なのです。だから、それにしても、2期のこの方針の中でもあったわけですけれども、やっぱり医療費を抑える努力というのか、足りなかったのではないのかなということですよ。先ほども答弁ありましたよね。何か具体的な手だてを打ったのかな。その辺の認識も含めて伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まず、答弁に補足をさせていただいた上でというお話をさせていただきます。特定健康診査の実施率、先ほどは抽象的な答弁で大変申し訳ございませんでした。平成30年度以降、平泉町の実施率につきましては45%前後で推移して、今ご質問のあった令和3年度においては当町の受診率は47%で、県の平均は45.1%、それから全国が36.4%と。令和3年度におきましては県と大体同等だっただろうと。令和4年度においては、先ほど答弁しましたが、平泉町は52.9%、県は45.1%というふうに、大分ここは大きく伸びてきている。

一方で、特定保健指導は、令和3年度におきましては対象者が15名というふうなところでございましたが、6.1%。受診率としては低い。県は26.9%。さらに、令和4年度においては、平泉町は11.3%、県は26.9%。県内市町村の中でも特定保健指導は非常に低いのではないかとというご質問でございました。

これに対する今後の取り組みとしても進めていかなければいけないところになるのですが、こういった伸び悩みがあることから、特にも特定保健指導に対しては消極的な方が多いので、やはり個人勸奨、さらには、特定健診の時点で数字が分かるものについてはその場で面談へ勸奨できるような取り組みを進めていかなければ、こういった方々が将来的に重症化して、医療費の負担が大きく増加につながる場所もございますので、個別の保健指導を保健師と協力しながら進めていきたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

国は全世代型という方針で、今度の妊婦さんの条例のもありましたけれども、拡充する一方で、高齢の方の負担を増やすみたいな方向になってきたり、全体として、今日の議論もですけれども、国保の運営が大変だという点は、国が本来責任を果たさなければいけない。市町村は苦勞しながらやっているといえば、当然認識はあるわけですけれども、そういった中で、やっぱりエンジンを

ぶら下げて、インセンティブというのですけれども、医療費減らせば補助出すよというようなこともちょっといかがかなと私は思うのです。ただ、それでも健康にあって医療費が減るということとはいいことですから、それは好ましいことです。

そういう仕組みがあるとすれば、さっき言ったように保健指導が29番目、高いところは受診率88.4%と、これは極端に高い県北の市がありましたけれども、ほとんどゼロに近いような数字で、それでは健康維持もそうだし、せっかくあるこういったインセンティブの仕組みを最大限活用できないとなれば、この努力というのは結局現時点でも足りないのではないかなというふうに思うわけです。

引き続き、これは第3期に向けてもしっかりやっていかなければ、町民の健康にとってもやっぱり好ましくないし、こういった健診とか何か進まないのは努力すべきだと思います。

もう一つだけここで伺っていきたいのは、方針6で、市町村が担う事務の広域的、効率的な運営の推進です。まず端的に、この間の統一という点は、効率というようなことをやってきました、経費削減というような。その中で、町としてこの業務というのは効率化が図られたのですか、どうでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

方針6の市町村が担う事務の標準化、広域的及び効率的な運営の推進という、ここでの一番大きなところは、国民健康保険システムの標準化に向けた対応という部分と、市町村の個別事務の標準化、広域化、効率化におけるということで、県下のワーキンググループを設置したりして、国保連との連携を図りながら検討などを進めてきたというふうな部分で、システムの部分については全県下、そういった広域的な部分での連携を図るための、標準化を図るためのシステムの導入などは、当然国の予算の中で開示をさせていただいてきたところでございます。

さらに今後は、保険税の統一化に向けて広域的な、効率的な部分での取り組みという部分で考えていきますと、先ほどお話ししたとおり、いわゆる標準的な保険事業というふうな部分での県の支援というのも当然必要になってくるかと思えます。市町村によっては保健師の人数が違ったり、様々な事業についてもマンパワーの不足などもございますので、そういった部分での今後の運営の連携など、効率化に向けた話合いというのが今後進められていくものと考えております。第2期の中では、なかなかここまでの部分については、システム改修についてはそのとおりでございますが、広域的な取り組みについてはまだまだ不足している部分があるのではないかとこのように認識しております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

事務負担の軽減が図られたのかなというのは、そうでもないという話になったろうと理解しま

したけれども、それでこの方針6のところのお話もありましたし、岩手県クラウドとか、市町村事務処理標準システムが入っていましたよね。この辺も、負担もあるわけですが、もちろん国が手当するというふうになっているとしても、今後その辺の経費というのは、この仕組みがどんどん進んでいった場合、岩手クラウドというのが私も理解ないのですけれども、この辺はどうなるのかという点を伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

これからのシステム改修においては、国の予算の中でも交付金を含めて、そういった財源確保について様々なところから要望が上がってきておりますので、市町村が持ち出してシステム改修をするとか、そういった整備というふうなところではないかと考えております。あくまでも財政運営主の県、あとは医療関係の国保連、そういった部分の中で進めていく部分だというふうに考えておりますので、財政的な部分については市町村の負担がないのではないかとというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6番（三枚山光裕君）

先ほどの答弁にもあった市ですけれども、いわゆる質問にも町の国保の税率改正なり税額もあって、その辺の議案も出ているわけですから、今の部分と、それから今度は税率改正について触れますけれども、そちら、条例のほうでまた議論もしなくちゃいけないということで、私もなかなか整理うまくついていないかもしれませんが、いずれ今のところ県の統一化の方針などからすれば、健診の問題でも努力というか、この間でもまだ足りなかったのではないのかな、率直に。

ということで、これから負担が一方で増えるというのはいささか疑問に思うという点で、税率及び条例改正についてに移りたいと思います。3方式に移るということで、私もこの間、本当に10回ほどかもしれませんが、国保税の引下げをずっと求めてきました。答弁のとおり、資産のほうの課税がなくなれば、そちらは安くなるだろうと。そちらに課税がなかったら増えるだろうと思うという答弁がありましたけれども、国保税の引下げも、子どもの部分もなくすべきだということも取り上げてきたり、それから資産の問題も取り上げてきました。そういう点では、資産割がなくなるというのは歓迎すべきことかなというふうにも考えたところでもあります。ただ、やっぱり増えるという世帯があるわけです。900万円とかということだったのでしょうか。なかなか私も頭に入っていないのですけれども、それに関わって聞きたいと思います。

まず1つは県内の医療費なのですけれども、市町村間の違いというのは、高いほうと低いほうと比べると1.5倍程度あるということのようです。一番高いところは50万円を超えているようですし、一番低いところは1人当たり35万円ほどで、平泉は33市町村の中で低いほう、下から数え

て9番目。これは令和3年のデータなのですけれども、低いほうです。多分金額でいうと40万円にならないということだと思ふのです。

一方で、今度保険税調定額なのですけれども、この市町村間の差ですけれども、こちらは令和4年度、最近の資料になっていましたけれども、高いほうと低いほうを比べるとその差は1.5倍ほどでありました。一番高いところは1人当たり10万5,000円余り、一番低いところは6万7,000円ほどです。こちら側のほうは、平泉町、今度上から数えたほうが早い。高いほうです。高いほうから数えて11番目。つまり、平泉町より1人当たり低い町村は22もあるとういうことで、金額だと令和4年度で多分8万7,000円ほどだったと思ひます。

平泉町は医療費は低いのに、一つは県の納付の根拠にもなってくると思ひます、一方で、集めるといふか納める税金、国保税が高いとういうことになっていふと思ひますのですけれども、その辺はとういうふうに考へていふのかなとまず伺ひます。

議 長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

今のご質問のとおり、医療費水準は県下でも下のほうで、いわゆる保険税の部分は上から11番目とういうふうなところで、この差異の部分についての考へ方かと思ひますが、医療費につきましてはここ数年、先ほどお話ししたように健診の受診率の向上、とういった部分もありまして、実は一般被保険者の受診率とういうのは県下で一番高いです。これは人口に対する、被保険者数に対するような考へ方で、受診率は高い。そして、1人当たりの診療費も低いと。1件当たりはさらに県下で一番低いとういう状況。これはあくまでも保健事業、とういった様々な部分での活動の結果だと思ひますが、一方で、今糖尿病患者、とういった方々が年々増えてきております。これも年間とういった糖尿病関係については金額的に400万円から500万円ぐらにかかると。とういった方々が今、平泉町の生活習慣病の中で考へていくと一番高い割合になっていふます、糖尿病患者が。とういった方々が仮に増加傾向になってくると、当然平泉町の被保険者数が少ないもののですから、医療費水準はがと上がるとういった小規模保険者としての悩みがございます。

のですので、とういった場合も含めまして、ある程度この保険税については平均的なところでお願ひしながら、給付部分での対応を含めて、とういった形での保険税の考へ方とういうふうなところがございます。このままずっと確実に医療費が下のほうで、推移が低くとういうふうなことであれば、当然それは保険税の見直しも必要かと思ひますが、現状とういった要素があることから、その差異につながっているのではないかと考へております。

以上です。

議 長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

保険税が、医療費が高いと。それで税金も高いとういうのはよくはないのですけれども、それでもとうかとういうことになるのです。ただ、その差がギャップとういふか乖離があるとういうところに、

やっぱり疑問というか問題課題があるのだろうと。この間、今度の条例に関わっている資料も出していただきましたけれども、令和4年度で基金が1億9,000ということで、今後いろいろ国保の町の会計をやりくりしていく上でこれを使わなくちゃいけないということも示されていますけれども、しかし、医療費が低いのに一方で保険税が高いということが、やっぱりこの基金が積み重なっているということを端的に言っていると思うのです。

ですから、今度の改正案は案としていろいろ、これも最終日ですけれども、議論も必要だと思いますけれども、やっぱりそういったことであれば、さっきの健診の問題、医療費を減らす努力、あるいはある基金の使い方でちょっと工夫の仕様が違うのではないかなというふうに思います。いずれ最終日にまた議論しなければいけないなと思いますけれども、この辺について、基金と医療費、それから保険税の関係はどういうふうに考えるか、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

保険税と医療費と納付金、それから財調の部分という関連でお話しさせていただきますが、まず医療費給付についての考え方は、基本的に県が財政運営主体というふうなことで、それに必要な部分については県支出金の中での普通交付金で交付されている部分がございますが、この部分だけで賄い切れないような部分につきましては、当然事業納付金というふうなもので補わなければいけない。

さらに、保険税につきましては、先ほどもお話ししたところでございますが、これから被保者数は急激に減っていくというふうな見込みになっております。特にも団塊の世代の方々、1947年から49年生まれの方が昨年度から来年度にかけて大幅に後期高齢者に移行される。それから、社会保障の部分の拡大があって、いわゆる事業者の扱いが501人から101人、そして来年の10月には50人以上というふうなことで、そこに係る方、通常であれば今まで国保に加入される方々がまだ社保でのそういった部分での保険というくくりになる可能性もあります。

ですので、今回の部分の保険税は多分予想よりも、推定しているところよりも多く被保者数が減って、保険税が減ってくるだろうというところがございます。そういった部分を踏まえれば、今回の基金につきましてもシミュレーションを出していきますと、これから来年度以降については資産割の廃止部分も含めて大体二千五、六百万ぐらいをこの運営に関して充当していかなければいけないのではないかとというふうな想定をしております。

ですので、現状この基金がこのままだ基金として積立しているというものではなくて、今後この基金の活用が大きくこういった運営に寄与していくものではないかというふうに考えておりますので、さらにこういった部分の活用も含めながら、また保険税の考え方についても、もしかすると近いうちに再度考えていかなければいけない状況になってくるのではないかなと思います。

ただ、一方では、やっぱり低所得者の方々への負担というふうなことはこの国保運営の大きな課題でございますので、当然国、公費での負担、公費でのそういった部分での増額というのも併

せて要望していかなければいけないのではないかなと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

結論部分は、まだまだやるべきものが先にあるということなのですが、確かに令和4年が800万円ぐらいだと思います。それが、示された資料でも大体2,600万円ということで、入れていかなければ、取り崩していかなければいけないという資料になっていました。

ただ、さっきの基金についてなのですが、やっぱり結局保険税が高いから、私は積み上がったと思うのですが、県内でも2番目に多いわけですね。保険給付費の平均に対して基金が32.29%、1番が西和賀なのですが、こちらは65%ということで、それに次いで多い。つまり、31市町村は平泉より低いわけですね。基金の保有率がないわけですね。今あまり言わない5%というの、前に言っていましたけれども、そういったことからしても、5%は3,000万円ですよ、医療費の。だから、そこに比べても1億9,000万円というのは断然多いと。ほかは、そんなに基金にはなくてもやりくりしている。もちろんいろいろ事情はありますよ、それは省きますけれども。

だとすると、これは多過ぎるといえるのか、そういった点で、やっぱりそういったところも別に先にやるのがあって、しかも確かにコロナ禍で加入者は多いのしょうけれども、中小企業者、お客さんが回復してきたというところはあると思いますけれども、物価高騰で実はもう大変だと。日々の報道でも、県内でも倒産も増えているという話も出ています。やっぱりそういうときに、もちろん県統一というのはもっと先になるかもしれません。まだまだ努力し、やはり困っている方々の引上げというのはいかなるものかなというふうに思いますので、最終日に条例の中でまた議論したいと思います。

公園の問題に移っていきたいと思います。

1つは、周辺開発、民間でということがありましたが、大きい公園についてはやっぱり一定の時間がかかるというのはまず分かります。それから、志羅山児童館の廃止後の問題。一応認識は持っているということですからいいのですが、これは急ぎ対応が求められる課題だと思うのです、この放課後の子どもの居場所問題は。

大型遊具の公園というのが何かありました、答弁の中に。子どもの遊び場としての公園という場合には、概念というのか、いわゆる大きい物はインターのほうに民間で。別なものは町内に造るのでしょうか。こういう場合、遊具というのはどういうものになるのかなということ伺いたしたいと思います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

スマートインターチェンジ周辺の開発の中での公園の整備については当課で所管しております

ので、その部分での答弁ということになります。大型遊具を想定しているのは、今平泉の子育て世代において、近隣の市に出向いて休暇等に遊びに行っているというふうな状況がありますので、例として、そういった近隣の大型遊具等を設置しているものが一つの参考になりますが、それ以外にも全国的にどういったものがあるのかということで今事業者のほうで調査をし、平泉に合うものを今後検討するという事になってございます。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

私も整理つきたいのですけれども、子どもの遊び場としての公園整備というのがあったと思います。それは、平泉町の中心に近いところに、それはそれで造るという意味合いですか、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

公園、どういう定義になるかですが、公園につきましても様々な種類というものがございまして。それは遊具を伴うもの、伴わないもの、そういった部分がございまして。それはご承知のことと思っております。例えば、大きなものであれば総合運動公園みたいな、総合公園とか、それから都市計画の中であれば街路公園とか、そういった部分がございまして。

ただ、今回の質問にあるのは、子どもたちが遊べると、そういった居場所を考えた場合には、公園の場合については遊具が必須ではないです。あくまでも広さ的なもの、それから子供だけではなくて高齢者の方、全ての人たちがそこに集えるような場所を公園というような定義がございまして。

今回の場合につきましては、多分児童遊園というふうな、遊具を備えて子どもたちが常に遊べるような場所という要望が今地域懇談会の中の要望のあった部分ではないかというふうに考えております。ですので、町の中、例えば平泉、長島もそうなのですが、近場にどのような子どもたちが遊べるような部分、遊具を考えるべきなのか、遊具だけなのか。それとも森林公園のように、昨日のご質問にもありましたが、例えば東稲山麓、そういった森林の中での遊具とかいうのを設置して、人を、子どもたちを、親をそちらのほうに誘導するような方策を取るとか、様々な考え方があると思いますので、一概にこういった公園というふうなところにつきましては、今後検討していく中で、やはり親世代の方々にアンケートなどを取りながら考えていかなければいけないのかなと思います。

話が飛んで申し訳ないのですが、この児童遊園地、児童公園みたいなものにつきましては、他市町村の動向を見ますと、行政のみが設置するのではなくて、地域の、当町でいえば行政区、他市町村でいえば民区の中に土地を提供してもらいながら、例えば町で遊具に関するような補助をして共同で設置するというような案も、そういった取り組みをされている市町村もございまして。町有地のみを考えていくとなると、やはり制限される部分もありますので、そういったものを地

域の方々とも相談するような方法なども今後検討しながら、整備に向けて進めていきたいというふうを考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

大きさとか内容とか、居場所問題等いろいろ絡み合う問題があると思うのですが、それはまた。志羅山児童館について聞きたいと思うのですが、基本的には重要性が高いと認識しているという答弁でした。私も3月、この志羅山児童館の廃止に賛成はしているわけでありまして、距離的に遠いからということではないけれども、地元の議員の皆さんもあまり意見もないので、私も深く考えなかったなと反省しています、率直に。

そこで、この廃止という方向を考える上で、2期の平泉町子ども・子育て支援事業計画というのがありましたよね。この辺との整合性というのはちゃんと検討されたのでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

第2期の子ども・子育て計画もそのとおりなのですが、この廃止に向けては庁舎内で事務事業評価の検討の中で子どもの居場所としてエピカのオープンもあり、児童クラブの設置において、志羅山児童館の当初の目的は、子どもが家に帰ったときに誰もいない、親がいない場合にここを使用するというのが最初の段階だったかと思います。そういったことを踏まえると、親が自宅にいない場合には児童クラブの制度の中で子どもたちの居場所をつくったり、さらに新しくオープンしたエピカの中でそういったところを一つの子どもの居場所として考え、さらには、利用者が急激に、前にもお話ししましたが、年々1日当たり3人、2人というふうに少なくなってきたことを踏まれば、ある一定程度の評価ができるのではないかとということで廃止に至りましたが、計画の中で子どもたちの居場所というのは十分に必要なものだというふうに考えておりますので、志羅山児童館に限らず、そういった場所についてはやはり考えていかなければいけないというふうな認識には立っております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

三枚山光裕議員。

6 番（三枚山光裕君）

平泉町子ども・子育て支援事業計画を見ましたけれども、私もよく分かっていなかった。この中には、小学生の放課後の過ごし方というのが書いてあります。低学年は自宅、57%で最も多いというふうになっていました。だから、親が仕事、お年寄り、おじいちゃん、おばあちゃんがないというときにはどうするのかなということも、多分当時は考えたのだと思うのです。

さらにその中で、志羅山児童館の活用検討についてとありました。学童クラブの充実などによ

り利用者が減少傾向にある。最終的に年間1,900人ぐらいしか、これにも、古い資料にも載っていませんけれども、最近コロナで利用が少ないのだとどこかでの答弁もありました。また、遊具はじめ施設が老朽化しており、施設改修が課題となっていますというのがありました。ではどうするかというところでは、児童館の活用促進、老朽化に伴い施設改修を行いながら子どもたちの遊び場を提供していきますとなっているわけですよ。だから、違うなど。あれ、これ読んだのかなと率直に思ったわけです。

ただ私も、繰り返しますけれども、よく分かってなかったなど反省するわけですが、今、最初の答弁でも重要性は認識しているというふうにありましたので、ここはスタートアップオフィスになり、行ってみましたら草ぼうぼうで、当時の名残か、朝顔か何かの鉢がそのままあったりして、どうなのかなと率直に思いましたし、あそこにちょっとした遊具を造るかどうかというのはまた別として、やはりこれは急ぎの課題ですので取り組んでいくべきだし、先ほどの公園の問題でも、萩荘、いいよと言っているのを見てきました。本当に立派、4億円かかったそうですね。トイレは暖房もあるそうです。両側に東西入り口があって、ちょうど寒い日だったので、いや、暖かいなど、ここまでするのかと思いましたが、ただ町内の方も、おじいちゃん、おばあちゃんが連れて行くという話も聞きました。ああいうのが、どこというのはまた別の話ですが、やっぱり重要性が高いという認識、そういう立場で取り組んでいただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで、三枚山光裕議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告6番、阿部圭二議員、登壇、質問願います。

5番、阿部圭二議員。

5番（阿部圭二君）

通告6番、阿部圭二です。

それでは、一般質問のほうをさせていただきます。

質問事項は3点であります。1点は学校給食費について、2点目、带状疱疹ワクチン接種費用の助成についてであります。そして、3点目として中小事業者への支援ということで、3点であります。

まず、学校給食費について、これは2つあります。全国でも県内でも、学校給食費の無償化を実施する自治体が増えています。平泉町としても実施すべきではないのか。もう一点、地元の食

材を活用する自校方式は安全・安心の方式であります。やめている自治体も結構ありますけれども、今後も続けるべきと思うが、考えを伺う。

2つ目の带状疱疹ワクチン接種費用の助成についてであります。これは2つあります。带状疱疹ワクチンの接種費用の助成事業の実施について、接種状況や課題について伺います。2点目、助成事業の拡充について。助成対象年齢の引下げなど事業の拡充が必要と考えるが、考えを伺いたいと思います。

そして、3つ目の中小事業者の支援については、物価高騰が続く中、町内事業者の経営は圧迫されています。支援が必要と考えるが、町の考えを伺う。

以上、よろしく申し上げます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えをいたします。

最初の学校給食についてのご質問については、後ほど教育長より答弁をいたしますので、よろしくお願いたしたいと思います。

带状疱疹予防ワクチン接種費用の助成事業についてのご質問がありました。

初めに、带状疱疹ワクチン接種の助成事業の接種状況、課題についてですが、带状疱疹予防ワクチンは水ぼうそうのワクチンであり、平成28年3月に50歳以上の方に対する带状疱疹の効能、効果が追加され、50歳以上の方に対する带状疱疹の予防を目的に接種することができるようになりました。これは予防接種法に規定されていない任意ワクチンであり、費用は自己負担となっております。本町においては带状疱疹の発症予防と重症化予防を目的に、本年7月からワクチン接種への費用助成として、65歳から100歳までの5歳刻みの年齢の方を対象に1回4,000円、生活保護世帯の方については生ワクチンに限り全額、町が負担をする費用助成を開始したところであります。10月末現在の接種者数は61人で、接種率は10%となっております。費用助成開始からまだ間もないことから、今後の接種状況を確認しながら課題の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、助成事業の拡充についてですが、現在65歳から100歳までの5歳刻み年齢を対象に費用助成を行っておりますが、本年度からの費用助成ということもあり、年齢の引下げなど、事業の拡充については一関市、一関市医師会との協議も必要なことから、事業の実施状況を評価し、併せて県内の動向も注視してまいりたいと考えております。今後も带状疱疹予防ワクチンの接種について広報等で周知を行いながら、ワクチン接種について相談があった際には情報提供してまいります。

続いて、中小事業者への支援についてのご質問がありました。

物価高騰が続く中で中小事業者への支援についてですが、これまで平泉商工会等の関係機関と連携しながら様々な支援を行ってきました。

コロナ禍に入った令和2年度には、消費喚起を目的としたプレミアム付飲食・タクシー券「た

「乗りチケット事業」や、中小企業等経営継続支援給付金、中小企業振興資金の貸付け実行者に対する保証料補給、同じく利子補給については償還完了までの利子補給として現在も継続しております。その他、宿泊施設利用促進事業費補助金として宿泊者1人当たりの宿泊費用の補助、観光事業者緊急支援事業費補助金として観光協会会費の2分の1の補助、間接的な事業者支援として、観光貸切りバスツアー支援事業として貸切りバスへの補助により誘客促進を図るなど、町内の事業者を対象にご支援を行ってきました。

令和3年度にはプレミアム付商品券事業、ひらいずみ応援商品券の発行や中小企業等経営支援金の支給、宿泊者1人当たりの宿泊費用の補助、小規模事業者持続化補助金を支給しております。また、令和4年度にはプレミアム付商品券事業「ひらいずみ応援商品券2022」の発行や、中小企業等経営支援金の支給、原油高騰対策として運送事業者などへの支援、エネルギー価格高騰等対策として事業者に対しての支援金の支給、宿泊施設を対象に宿泊者1人当たりへの補助、間接的な事業者支援として観光貸切りバスへの補助により誘客促進を図るなどの支援策を実施しております。

本年度につきましては、長引く燃油を含む物価高騰の負担緩和として、エネルギー価格高騰対策負担緩和支援金の支給に加え、本会議において一般会計補正予算を提案させていただいておりますが、キャッシュレス決済活用事業補助金としてアフターコロナに向けた事業継続を支援するため、キャッシュレス決済を活用した売上げ向上及び販売機会の増加を目的とした支援策を実施してまいります。

このような支援事業を行っている中ではございますが、先行きが不透明な社会情勢でもありますことから、事業者の皆様へ寄り添いながら、今後も平泉商工会をはじめとする関係各所と連携し、細やかな情報収集や必要な支援策を検討していくなど、引き続き対応してまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

阿部圭二議員からのご質問にお答えいたします。

学校給食について2つの質問がありました。

初めに、「全国でも、県内でも、学校給食費の無償化を実施する自治体が増えている。平泉町としても実施すべきでは、考えを伺う」とのご質問にお答えします。

学校給食費の無償化につきましては、物価高騰により家計が大きな影響を受ける中で、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的に、学校給食費の無償化を実施する自治体が増えているものと認識しております。また、国においてはこども未来戦略方針の中で学校給食費の無償化について触れており、自治体の取り組み実態や成果、課題の調査などを行い、法律、制度面での課題の整理を行った上で具体的方策を検討することとし、全国の小中学校の給食の実態調査を始めたところであります。

本町においては、給付費無償化を実施することにより保護者の経済的な負担軽減が図られると

ともに、現在町が担っている給付費の管理、徴収に関する事務についても軽減されることが考えられます。一方で、給付費を無償化した場合、町として毎年約2,560万円の費用負担が見込まれ、財源の確保が課題となることから、現在も検討、検証を行っているものでございます。本町としては、国の給食費無償化についての動向を注視しつつ、財政面を考慮しながら今後も検討を継続してまいります。

次に、「地元の食材を活用する自校方式は安全・安心の方式である。今後も続けるべきと思うが、考えを伺う」とのご質問にお答えします。

本町においては、平泉小学校と長島小学校において自校方式により給食を提供しております。自校方式は学校内に調理場を有していることから、各学校の時程や児童に合わせた調理ができ、特に郷土食や行事食を取り入れやすく、地元産の食材をふんだんに使った給食を提供できることが最も大きなメリットであると考えております。作り手の顔が見える給食は、食育の観点からも大きな意義を持つものと認識しております。本町では学校給食施設の今後の在り方について現在検討を行っております。自校方式を継続することに伴う維持管理費の問題や食材料費の高騰などコスト面での課題もありますが、自校給食を継続することは地元生産者との交流や様々な体験活動など、食育において教育的価値があると考えております。

このことから、今後も計画的に調理場設備の更新や修繕を行うとともに、児童数の動向についても注視しながら、当面は自校方式を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、学校給食についてでありますけれども、今岩手県でも、全国でも、学校給食費無償化というのが増えているというのは、私だけでなく、知っている方もかなりいると思います。岩手県では10市町村が行っております。葛巻、金ケ崎、陸前高田、宮古、山田、田野畑、広野、普代村、軽米、九戸という形になっています。全国では1,600自治体のうち小中学校の給食費の無償が491自治体で、約3分の1まではいっていませんが、それに近い数だということです。小学校だけで14、中学校だけで17ということであります。

小中とも無償の自治体は全都道府県に広がっており、東京23区では、今年からですけれども18区が、県庁所在地では青森、大阪、奈良、高松、那覇などが小中とも無償にしております。市段階で無償が増えてきているということも、大阪では新聞とかでも話題になったと思います。一部を補助している市町村、岩手県内では19市町村であります。盛岡、滝沢、雫石、岩手町、矢巾、花巻市、北上市、遠野市、西和賀、奥州市、一関、平泉町、大船渡、釜石、大槌、岩泉町、久慈市、二戸、一戸、釜石市は第3子以降全額無償化されています。矢巾は一部負担をしながら第3子以降は無償化であります。雫石町は一部とはいっても半額補助をしております。岩手県内の大体9割ぐらい、29市町村が全額または一部負担をしているということになっております。

こうなると、平泉町よりほかに住むかというような形になる可能性がとても高いのではないかなと思うのです。どのような状況だと、働いている地域に行くというのは結構あると思いますけれども、苦しい中で、平泉町もそうですけれども、就学援助制度によって、家計が苦しい子供のうち3割ぐらいが給食費が無償されていると言われてはいますが、児童手当も支給され、このお金を保護者の同意によって給食費に振り分けることが考えられないかということも言っている方がおりました。これは、財源がなくても、現在の方法を変える形で、自治体でも工夫できるのではないかと思います。こういう方法なり考えていくべきではないか。

平泉町でも住民税非課税相当の方、低所得者の方、使用してきました。5万ぐらいの支給で、郵送費、手数料で約1万かかりましたね。結果6万ぐらいを支給しているという形になっています。給食費と振り分けることが可能ではないのかと。特に現金として家計に入ると生活費としてなくなってしまうということも考えられますので、現物支給という形がとても望ましいのではないかと思います。

今回食材費の高騰分として、平泉町約13%を保障しています。本当に岩手県内の市町村もそうですけれども、町民のために、子どもがいる世帯へと、本当に苦勞されていると、出しているということが表れていると思います。さらに、これに上乘せして就学援助分を含めると、少なくとも15%ぐらいは負担しているのではないかと思います。これからますます食材費の高騰が考えられます。できれば給食費も全額支給したいところですが、半額支給はできる可能性があるのではないかと。これ、率からいくと大体3分の1までいかないですけれども、1,000万円ちょっとぐらいで済むのではないかと思いますけれども、ぜひ検討していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

学校給食費の無償化につきまして、全額ではなく半額程度の支給の可能性はないかというようなところのご質問かと思えます。

給食費の物価高騰に伴う負担につきましては、保護者への給食費の増額というようなところではなくて、コロナの交付金等を活用しながらということで、6月補正におきまして調整の分、補正したというような状況でございまして、今年度におきましても、給食費を増額することなく、小中学生に給食を提供しているというような状況ではございます。

先ほど教育長の答弁にもございましたが、現在町といたしましては、給食を無償化すると年間約2,560万円の費用負担が見込まれるところとございまして、仮にこれを半額支給というような形にしましても、年額約1,000万円程度必要になってくるというようなところとございます。

当町といたしましても、やっぱり財源が一番課題になってくるのかなというようなところとございます。一度無償化といいますか、町で負担をいたしますと引き続き継続していかなければならないというようなこともございまして、この財源が継続的に確保できるかというようなところもございまして、現状では公費で負担するようなところには至っていないところとございます。

今後長期的な視点から、財源の確保につきまして、関係課等と今後検討、検証していくというようなところが必要ではないかなと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

ぜひもう少し検討していただきたいと思うところでありますけれども、他の市町村と平泉町があまり差がないというのは本当にいいことなのかという部分も含めて検討していただきたい。先日新潟に委員会で行ったのですけれども、給食費の無償化が結構進んでいまして、その中で、同じように無償化の自治体が増えてくると、なぜそこへ住まないのかという部分になる。働くところがない場合は、やっぱり働いている地域に住んでしまうということが言われているのです。そういう点では、平泉町本当に頑張っているのですけれども、家を建てるにもいろんな厳しい環境があり、発掘なり何なりしなきゃいけない。それに加えて働くところも少ない。そうすると、やはり他の自治体にいつてしまう可能性が高い。それならなおさら、少しほかよりも優れた部分を生かして、目玉をつくっておく必要があるのではないかなと思うのです。

平泉に住む人を増やすという意味で、今言ったとおり一律の市町村というのは本当にまずいと思うのです。そういう点でも、厳しい平泉だからこそ、奥州や一関がすぐそばにあって、そこが踏み切れないでいる給食費無償化というのはとても魅力的なものになるのではないかなと思うのです。ただ、一概にそれだけですぐに住むというわけではないでしょうけれども、一つのアピールの部分になるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

先ほども答弁いたしました、長期的な財源確保がなかなか難しいというようなところもございしますが、先日、こども政策担当大臣のほうから出された「こども未来戦略方針」の中に「学校給食費の無償化の実現に向けて、学校給食費の無償化を実施する自治体における取り組み実態や成果、課題の調査。全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内に結果を公表する。その上で、小中学校の給食実態状況の違いや、法律制度面等を含め課題の整理を丁寧に行い、具体的に方策を検討する」というような記載がございました。

このことから、今後国が何かしらの支援策を打ち出す可能性もあるのではないかなというようなところもございしますので、先ほどの教育長の答弁にもございましたが、そのような国の動向にも注視しながら、長期的な財源の確保が可能かどうかというようなところも含めながら、関係課と検討、検証をしてみたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

確かにすぐというわけにはいかないというのは分かります。ただ、平泉町は、逆に言うと、住むにはいい環境であるが、遊ぶにはというふうな部分になるのか分かりませんが、ネオンの部分や、いろんなそういう子どもたちに不利な環境というのは少ない。そういう部分で、平泉町はもっと勉強ができる環境であるし、いい子どもが育つ環境であるということも、有利なほうに使っていく必要もあるのかなと思います。少し考えながらやっていっていただきたいと思います。

そして、地元食材を使うことについてなのですが、雪石でも地元の食材を使っていると言っていましたけれども、何とかこれを続けていきたいと。ただ、やはり町なり市なりの負担が増えると。この自校方式が本当に崩れて、だんだん形骸化されていくということもお聞きしますので、引き続き頑張ってくださいと思います。

次の帯状疱疹ワクチンのほうにいきたいと思います。

この帯状疱疹ワクチンについて、知らない方が結構いるのですけれども、知らせていくことも必要なことだと思うのですけれども、まず1点、このワクチンは一度打てば済むのか、あと打たなくていいのかということを知らない人が多いので、お聞きしたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

帯状疱疹ワクチン接種の費用助成につきましては、本年7月から開始している助成事業になります。このワクチンにつきましては、ワクチン2種類ございまして、帯状疱疹ワクチンは不活化ワクチンになります。それから水痘ワクチンは、水ぼうそうのワクチンになりますが、こちらが生ワクチンです。それぞれ接種してからの持続期間がございまして、生ワクチンであれば5年程度、不活化ワクチンであれば10年程度の効果の期間があるということです。

ただ、一度打てばそれで済むのかということにつきましては、今後の未接種状況とかデータ、治験などに基きまして公表されてくるころかなというふうに思っております。一度で済むのか、その後も継続的に打っていかなければならないのかということについては、今後情報収集していきたいというふうに思っております。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

5年ぐらいしかもたないとか、生ワクチンだと、2回打つワクチンだと10年ほどもつというのをお聞きしたのですけれども、10年しかもたないのだったら、また打たなきゃいけないのかなと思っていたのですが、今のところはまだそういう状況ではないということなのですが、知らない部分もあるかもしれないです。ワクチンの金額も教えていただきたいと思います。たしか補助は4,000円ぐらいだったと思うのですけれども、どれぐらい払うのか不安かなと思います。それから、生活保護の方にも同様なのかということもひとつお聞きしたいと思います。

議 長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

帯状疱疹ワクチンの接種金額についてですけれども、生ワクチンは、こちら1回接種になりますが約8,000円ほどかかります。それから不活化ワクチンですが、こちらは2回接種になりますが、2回接種して4万円ほどの料金となっております。それらにつきまして、町としては1回当たり4,000円の助成をして皆様に接種をしていただいているというところでありまして、生活保護の方につきましては、生ワクチンに限りますけれども、全額公費負担ということで実施をしているところでありまして。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

平泉町は65歳以上ということで聞いておりますけれども、66歳の人を受ける場合、67歳の人を受ける場合と、そういう場合には、結果として5歳刻みだと補助金の助成というのは出せなくなるわけですよね。そういう状況だとかなり不安になる可能性というのは高いと思うのですけれども、最初の5年ほどでもいいのですけれども、1歳刻みというか、最初の5年間は毎年出せるような形に持っていくべきだと思うのですが、その辺はどのように考えていますでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

費用の助成の対象年齢のご質問かと思っておりますけれども、現在65歳から100歳の方を5歳刻みということで助成をさせていただいているところでありまして。費用助成の対象となる年齢、実施方法につきましては一関市、一関市医師会様との協議の上で今年度実施をさせていただいているところとございまして、予防接種事業につきましては、平泉町、一関市におきましては同じような体制で実施をしていきたいと思いますというところで各種事業なども実施しているところでありまして。最初の65歳から70歳ぐらいまで毎年のようにというようなお話もありますけれども、所内でも協議をいたしまして、一関市、一関市医師会とも確認をしながらいきたいというふうに思います。

議 長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

県内でも一関市とともに平泉町も本当早くから帯状疱疹ワクチンのほうの接種というのを費用出すような形になったというのは、とてもいいことだと思います。

それでですけれども、同じ7月頃から九戸村でも始めていまして、九戸村では大体50歳以上の方にワクチン接種費用を出すという形になっているのですよ。そこで、全国各地のものを見ましたら、帯状疱疹ワクチン接種費用を出しているところというのは大体50歳ぐらいのところは9割ぐらいで、65歳というのは少ないぞと思いついて見ましたのです。それでぜひ、ほかと合わせるって言うのはなんですけど、50歳に変えるべきではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

穂積保健センター所長。

保健センター所長（穂積千恵子君）

带状疱疹ワクチン接種への費用助成につきましては、2023年2月時点になりますけれども、全国で55の自治体で助成事業を実施しているようでございます。その中で各市町村それぞれの実施方法で費用の助成しておりまして、確かに带状疱疹は50歳ぐらいから発症し、そして80歳ぐらいまでには3人に1人が発症する可能性がある病気と言われております。ですので、できるだけ早い年齢のうちからワクチン接種につきましても実施していただきながら、発症の予防とか重症化予防に努めていただきたいところではございますが、現在のところこの予防接種につきましては任意の予防接種ということで、接種を受けたい、希望される方が医療機関のほうに出向きまして受けていただく予防接種となっております。この50歳からの費用助成につきましては、大事などころかなというふうには考えてはおりますけれども、今後いろいろ接種の状況とか、あとは科学的知見とかいうものが出てくるとおられますので、そのところを見ながら、また一関市、一関市医師会とも協議をしなければならない部分だろうというふうに思います。今後の国の動向とか、それから県内の動向なども注視をしながら、この費用助成の対象年齢については考えていかなければならないかなというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

ぜひ50歳あたりからにしていきたいとともに、九戸村は、支援金額が1万1,000円だったと思うのです。2万円のうち半分ぐらい出そうということなのか分かりませんが、ぜひ支援金額ももう少し出していただければいいかなと。その部分も併せて検討していただきたいと思っております。支援金があるから受けるというわけではないのしょうけれども、かなり大変な思いをするということはお聞きしていますので、ぜひそういう方を少ない形にしていきたいと思っております。

それでは、最後の中小事業者への支援についてでありますけれども、事業継続等支援金、岩手県のものでありますけれども、11月いっぱい終わるわけです。平泉町の事業継続支援金は7月から9月まで出たと思うのです。本当に早くから平泉町出していただいて頑張っているなと思いましたが、とてもいいことだと思えました。

それで、収入も安定していないのにコロナ禍の融資の借換えがやってきているわけです。一関市では岩手県の事業継続支援金をもらえたところには優先的に、まだ1回しか出ていないのですが、来年1月までが支援金が得られるという形になっているそうであります。平泉町は出ていないのかと思う方も結構いたらしいのですが、実際はもっと早くに平泉町は出しているということで、ただ、年末年始の時期に支援金がない状況というのはとてもまずいのではないかと。商工会の方も、何がしかの支援は必要だと思うのだけれども、考えていただきたいということをおられました。どうでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

まず、このコロナ対策、あと物価高騰に対する取り組みとして、いずれ早い取り組みが必要であるというようなところで取り組んだところがございます。先ほど議員ご質問の中で一関市の例もありましたけれども、平泉町は7月から9月で終了しております。隣の一関市では10月から開始をして来年1月までというようなところで、今継続して支給をしているというようなところがございます。

あと、融資の借換えというようなところもありましたが、逆に繰上償還しているという事業者もあるところがございます。新型コロナウイルス、今回の原油高騰、物価高騰で、いずれ収益性が低下して負担がさらに増えているという事業者もいるというふう聞いておりますので、今後いろいろな支援策のほうはまた検討するときに来るかなというふう考えております。

先ほどの町長答弁にもありまして、これまで様々な支援を行ってきております。コロナに入った令和2年度は10事業で6,600万円、令和3年度は6事業で5,800万円、令和4年度は7事業で8,100万円、令和5年度は、今実施中でありまして、3事業で1,800万円というふうな見込みとなっております。4年間で合計26事業実施しております、2億2,300万円という、これは町の支援になります。あと、プレミアム付商品券も2度ほど実施しておりますので、チケット代、原資分を考慮しますと4年間で3億円を超える支援、経済効果であるというふうに見込んでおります。

議員がおっしゃるとおりこの冬の大変な時期を迎えるというようなところであります。今回の補正予算でご提案申し上げますけれども、キャッシュレス決済活動支援補助金で消費喚起と、それによる事業者支援として引き続き支援をしてみたいというふう考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

確かに分かるのであります。政府は内閣府の月例経済報告でも緩やかに回復していると言っているのですけれども、一関市では99.8%を占める中小企業、小規模事業者が89.9%の方がいるわけです。その人たちがコロナ禍の長期化によって売上の減少、停滞で、物価高騰により粗利益の減少が続いて、極めて厳しい状況が続いていると。平泉も多分それに近いものだと思うのですが、先ほど町長もおっしゃったとおり、課長も言っていましたけれども、一関、平泉、全国でも例を見ないほど手厚い事業支援金施策が本当に講じられてきたと私もとても評価したいと思います。小規模事業者の経営維持に寄与してきました。しかし、不況がとても長期にわたっていて、今までのようなスポット的な給付ではもう追いつかないのではないかと思います。それで運転資金が枯渇して大変な状況になっていると。

本年7月頃から政府、民間によるゼロゼロ融資の返済が始まって、先ほど言いましたけれども、社会保険料の猶予期間も満了したことで多くの事業者には租税関連支出の増加が強いられ、その経

営は限界的な様相を呈していると。これは一関民主商工会が分析したものですけれども、かなり本当に厳しい状況であると。それなら何がしか根本的なという部分が必要ではないかと思うのです。

そこでですけれども、建築組合に聞いたのですけれども、建築関係は仕事がとてもない状態で、手伝いに行っているというのはお聞きしました。町内事業者の姿が見えずに、住販メーカーがあちこちで仕事をやっている姿を見ますけれども、本当にどうなっているのだろうなと思っております。ここでこういう質問がいいのかというはあるのですけれども、地元の建築需要を起こすためにも、住宅リフォームやっていくべきだなと。内需を活性化させるというのは必要だと思います。併せて、店舗リフォームももっと拡充していくとか、併せてやっていく必要があるなと思います。これをぜひやっていただきたいと思います。

それに加えて、今年災害が起きて、自分の家の門口が崩れたとかという部分もありましたね。そういうのも含めて、工事、土木、建設需要を喚起するためにも、住民福祉の増進を図るためにも、私道とか自分のところの橋を直す修繕補助制度なんていうのもつくっていく必要があるのではないかと思うのです。これも両方を含めて検討していく必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

菊地観光商工課長。

観光商工課長（菊地隆一君）

今、建築組合が大変だというような話もありましたが、いろいろこれまでも商工会のほうに加入しております事業者につきましては、支援はしてきているところでございます。当課からは店舗リフォームのみ答弁させていただきます。リフォームについて、今、補助金がございます。いろいろな支援策、補助金制度があります。少し古い制度もありますので、それについては今の現状に見合った、また使い勝手のいい、そういった補助金制度に見直していくというのも今事実検討はしているところでございます。そういったいろいろと今後決まるとしますので、それに即した形で対応できるように検討はしてまいりたいというふうに考えております。

以上になります。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

令和4年度に、建設業組合といいますか、ある大工組合と懇談をし、その中で、リフォーム補助金を設けたとしても仕事量が増えるということにはなかなか結びつかないという話がありましたので、現在のところはリフォーム補助金の復活ということは考えておりません。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

なかなかすぐというふうにはならないのかもしれませんが、地元の材料を使って何とかやっ

ていくというような部分も含めて、長島でも結構木を切っておりますけれども、木材需要を喚起していくということも含めて、有効な消費として域外に販売する体制を構築して、そういう体制を支援していくというのが必要だと思うのです。それについてはどのように考えますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員、もう少し分かりやすく、もう一度お願いします。

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

すみません。木材の需要を高めるという部分と地元の材料を使うという部分で、町内の需給を活性化させるという部分で製材所等、あと木を販売する方への体制を構築して、供給者への支援を強めていくというのが必要だと思うのです。それとともに、自分のところの建設業者なり何なりへの支援という形になると思うのですが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

町産材を使つてのということとはございませんが、岩手県産材を使った場合、住宅にそれを用いた場合、補助がありますので、そのような形で活用いただければと考えております。

議長（高橋拓生君）

阿部圭二議員。

5 番（阿部圭二君）

分かりづらい質問で申し訳ありません。町産材と建設業者と製材所をつないでいくためにも、補助金等なり支援等をつないでいくというのがいいかなと思うのです。そういうことも検討していただきたいと思います。

それに加えて、農産物と平泉町のお店とをつなぐような部分での支援というのも必要かなと思うのです。町の農産物をできるだけ支援していく、販売していく、そして使っていくということは、先月ですけれども、農家の方に会ったら、販売がなかなかできなくて……

議長（高橋拓生君）

通告に従った質問でお願いいたします。

5 番（阿部圭二君）

これは質問ではないので。

ぜひそういう形で使っていただきたいなと思います。

以上になります。

議長（高橋拓生君）

これで、阿部圭二議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 59 分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告7番、稲葉正議員、登壇、質問願います。

2番、稲葉正議員。

2番（稲葉正君）

通告7番、稲葉です。

さきに通告しておりました3項目について伺います。

項目1、町道中尊寺通り線及び駅前周辺の安全と活性化について。

1点、夜間はLED灯が明るく、安全な通りになっているが、全く人通りのない深夜から明け方まで点灯しているのは電気の無駄ではないか。

2点、非常に明るい中尊寺通りに比べ、駅の周りが足元も見えないくらい暗いが、防犯上問題はないか。

3点、きれいで明るい通りになったが、活性化についての考えは。

項目2、花立ため池の課題について。

1点、倒木による電線及び民家への被害対策は。

2点、ため池の貯水量の減少と水草が生い茂り景観を悪くしていることへの対策は。

3点、町所有のため池が私有地を侵食していることは大きな問題であるが、調査の進捗状況は。

4点、公園を造り、子育てしやすいにぎわいの場にという以前の一般質問に対し、その後町の方針はどのようになったか。

項目3、伽羅御所跡看板からガイダンスセンターへの通路について。

1点です。伽羅御所案内板を東へ徒歩や自転車でガイダンスセンターへ向かう連絡通路の整備状況はどのようになっているか伺います。

以上、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

稲葉正議員からのご質問にお答えをいたします。

町道中尊寺通り線及び駅前周辺の安全と活性化についてのご質問がありました。

初めに、深夜から明け方まで点灯しているLED灯についてですが、中尊寺通りは、平泉駅から無量光院跡を経て中尊寺に至る延長約1.4キロメートル、幅員8メートルの補助幹線道路であります。自動車を主体とした道路から、地域の生活道路及び駅から観光拠点に至る徒歩ルートを兼ねた歩車共存道路として、幅員の再構成と無電柱化が行われました。その整備において、ポール照明の街路灯を低位置照明の内照式ボラードとして設置し、景観に配慮した新しい明かりの姿を実現したところであります。内照式ボラードは照明を内蔵した車止めであり、もし消灯した場

合、ボラードに気づかず、車等が衝突することも考えられます。また、夜間の犯罪や事故等を未然に防止し、明るく住みよいまちづくりのために大きな役割を果たしております。そのことから、今までどおりの運用を考えておりますが、点灯時間を調整するなど、電気料金の節減に努めてまいります。

次に、駅周辺の明るさに関し、防犯上の問題についてですが、道路における夜間の明るさの防犯的な基準につきましては、警察庁の安全・安心まちづくり推進要綱の中で、夜間において人の行動を視認できるよう光害にも注意しつつ、防犯灯、街路灯等により必要な照度を確保することと示されています。ここでいう夜間において人の行動を視認できる範囲にも明確に数値が設けられており、4メートル先の人の挙動、姿勢等が判別できることを前提とすると、地面における平均照度がおおむね3ルクス以上必要であると示されています。

ご指摘のありました駅周辺の照明環境について、日没後に照度計を用いて複数か所測定したところ、明るさは平均で8.5ルクス確保できており、目視による確認においても、向かい側から来る人の行動を視認できない箇所ではありませんでした。駅周辺は中尊寺通りと比較すれば明るさは劣りますが、照度基準を満たしており、また夜間における事件、事故の発生事案がないことから、現時点で防犯上の問題はないものと考えております。駅前広場は、平泉駅前から一関市の厳美溪に至る延長約8.8キロメートルの主要地方道平泉厳美溪線として岩手県が道路管理者となっておりますことから、今後においては地域の声に耳を傾け、社会情勢などにも目を向けながら、県と連携して必要な対応策を講じ、犯罪のない安全で安心なまちづくりに取り組んでまいります。

次に、駅前から中尊寺通りの活性化の考えについてですが、岩手県施工による中尊寺通りの整備により、歩行者や自転車が安全・安心して周遊できる環境が整っております。現在はコロナ禍で減少した観光客も戻りつつありますが、受入れ態勢の整備と併せて、中心市街地の活性化に向けた取り組みも重要な課題となっております。これまでの中尊寺通りと駅前周辺の活性化の取り組みにつきましては、商工会が主催する「中尊寺通りホコ天まつり」や実行委員会が主催する「平泉駅前きらめきマルシェ」などの開催により、中心市街地のにぎわい創出と商工業の振興に寄与しているものと考えております。引き続き、事業者が主体的に取り組むにぎわいづくりやイベント等の活動を支援してまいります。

また、近年では空き店舗が増えている状況にあり、町の活性化のためにはその対策が急務であると考えております。その一方では、中尊寺通りには新たに飲食店やカフェがオープンするなど、さらには空き店舗を活用し、イノベーションを図りながら、オープンに向けて準備をしている動きもあるところでございます。今後も、平泉商工会をはじめとする関係各所と連携しながら情報収集に努め、各種補助金制度の周知と活用を促し、官民一体となりながら地域商店の活性化を図ることにより、中尊寺通りと駅前周辺の活性化につなげる取り組みを進めてまいります。

続いて、花立ため池の課題についてのご質問がありました。

初めに、倒木による電線及び民家への被害対策についてですが、災害を未然に防ぐために定期的なパトロールによる現地の確認を実施しております。特に地震や大雨後には迅速に緊急点検を実施し、危険な状況の場合は速やかに対応を実施してまいります。また、当該地は私有地である

ことから、所有者のご理解をいただきながら関係機関と協議を行い、引き続き対応を検討してまいります。

次に、ため池の貯水量の減少と水草が生い茂り景観を悪くしているとのことのご質問についてですが、花立ため池の水位については越流堤から常時オーバーフローしていましたが、降水時にある程度水を蓄えるために、また地震等により堤体が決壊した場合にその被害を軽減するために、水利利用者、消防関係者、文化財関係者等との花立ため池の管理に係る懇談会で話し合い、低水位で管理することについて了解いただいたところでもあります。そのため、堆積土砂が目立つようになり、また雑草が繁茂し、景観を損ねている状態にあります。景観を良好な状態で保存するためにも、土砂の浚渫が必要と考えておりますが、東日本大震災、原発事故により当町は汚染重点区域になっており、汚染土を移動することは認められていないことから、現状での浚渫は難しい状況であります。

次に、町所有ため池が私有地を侵食している問題への調査の進捗状況についてですが、測量等を行い、正確に把握しておりませんが、現地において地形図、公図等を用いて調査した結果、東側の私有地を1メートル程度侵食している箇所があることを確認しました。また、花立ため池の管理に係る懇談会においても、水利利用者の方々から、東側の堤体は数十年前と比べ2から3メートル程度は侵食しているとの話がありました。令和元年度に当ため池において耐震、豪雨に対する安全性を確認するための調査を行ってはおりますが、残存部分の堤体の安全性を確認する必要があると考え、岩手県と協議を進めているところであります。

次に、公園を造り、子育てしやすいにぎわいの場にという以前の一般質問に対するその後の町の方針についてですが、ため池の用途廃止を前提とした史跡公園の整備ということでお答えします。

花立ため池の調査研究については、これまで周辺部を含めて開発行為がなかったことから、発掘調査などの調査研究が行われておらず、その性格や全容が解明されていないため、史跡には指定をされておりません。また、史跡公園については公園を目的として設置するものではなく、史跡の保護、保全と歴史文化の継承を目的として設置する公園であります。史跡公園の整備計画についても、現在無量光院跡を整理しております。その次に観自在王院跡の再整備を予定しているところであります。このため、花立ため池の花立に史跡公園等を整備する構想はなく、これまで同様に農業用水や防火用水に使用するため池として管理しながら、今後とも埋蔵文化財包蔵地として現状のまま保存しつつ、文化財の価値を維持してまいりたいと考えております。

続いて、伽羅御所看板からガイダンスセンターへの通路についてのご質問がありました。

県立平泉世界遺産ガイダンスセンター及び柳之御所史跡公園については、岩手県及び岩手県教育委員会で設置し、整備、管理しておりますので、県や県教委への要望活動や協議を鋭意進めているところであります。具体的には、通路の設置については本年7月に行われた県への要望の際に新たに追加項目として要望しております。各種会議等でも住民要望があることを機会を捉え、伝えているところであります。また、県教委との協議では、来訪者の実態に即した沿路整備を組み入れるように要望しており、今後、柳之御所遺跡整備基本計画改定の際に無量光院跡などの周

辺施設と連携させた周遊動線の検討と併せて、平泉遺跡群調査整備推進会議において諮られるものと考えております。このため、当面は暫定的な整備によるものとなりますが、現在設置しているバリケードを撤去して、より多くの来訪者が往来できるように県教委と協議を進めているところであります。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

初めに、平泉停車場中尊寺線は2005年にプロジェクトチームを発足し、今年の3月に電柱、電線地中化が完了しました。18年の年月をかけ、道も、見上げた空も美しい、明るいきれいな通りになりました。プロジェクトチームの方々をはじめ関係者各位に感謝を申し上げます。

それでは質問に入らせていただきます。

中尊寺通りのLED灯の個数と1時間当たりのおおよその電気料金は幾らぐらいになり、誰が負担しているのか。町道と県道の区分についても併せて伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

初めに、町道と県道との区分についてお話しをさせていただきます。

道の駅から中尊寺通りに向かう県道がありますが、その県道と中尊寺通りの交差点から駅前までが県道であり、交差点から中尊寺に向かい、一般県道三日町瀬原線までを町道として管理しております。なお、電気料金についてはそれぞれの管理者が負担しているところであります。

LED灯内照式ボラードですが、59基あります。1時間当たりの電気料金というお話でしたが、1か月当たりでお話をさせていただきます。1か月当たり1万5,000円。この料金につきましてはトイレの電気代も含んでおります。なお、県道分については把握しておりません。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

1か月当たり町道で1万5,000円、県道分のほうが個数があると思うので、倍ぐらいと考えればよろしいと理解いたします。

答弁に、点灯時間を調整するなど電気料金の節減に努めるとありましたが、具体的な点灯時間について伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

今の点灯時間につきましては、日の出、日の入り時刻を1年間通してセットし、自動に点灯、消灯する形となっております。もし時間を自由に変える場合には手動設定というものがあります

ので、場合によっては手動設定で対応してまいりたいと。ただ、その場合には地域住民からご意見を伺った上で対応したいと考えております。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

そういう設定があるのでしたら、地域住民と早急に話し合いを設けて、幾らでも節電できるような方向に持って行っていただければと思います。

警察庁の地面の平均照度、おおむね3ルクス以上必要であるのに対し、駅周辺では平均8.5ルクス、例として上映中の映画館の客席の照度が2から5ルクス、想像してみますとかなり暗く感じるのは私だけではないと思います。いかに警察庁の基準が暗いものか分かります。個人的には一般的な防犯灯、街路灯の基準だと思いますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

防犯を担当している総務課のほうからお答えします。まず今回の平均の数値に関しましては、主に駅の明かりが一番明るいということで、駅前のドア前が28ルクスということで、これが平均値を高めているというようなことなのですが、参考までに駅前の交差点の歩道付近が12ルクスあるということです。これらはそれぞれ人の見方によって違うのですが、実際目視をして4メートル先の人の顔が見える状況かどうかというのが一番大事だというふうに思います。そういうことが犯罪の抑止力になるということでの照度の基準がございます。

したがって、そういう目視の結果、今のところは問題はないだろうという判断なのですが、実際のところなぜ暗くなっているかというようなことを突き詰めてみますと、駅の転回広場のところには防犯灯はないのですが、街路灯組合が設置管理している街路灯がございまして、こちらが一部消灯されているといったようなことがありまして、それが暗いというようなイメージを与えているのかなというふうに考えております。

したがって、防犯上問題があるとなれば、そういう関係者とも協議しながら対策を練っていかねばならないというふうに考えております。なお、駅前周辺ということですから、中尊寺通りとの逆側、南側の町道がございすけれども、そちらのほうも念のために状況を確認はしておりますけれども、そちらにつきましては15メートル置き程度に防犯灯が設置されておまして、こちらについても周囲の確認ができるような状況でございましたので、そのような結果に基づきまして、町長の答弁にございましたけれども、必要に応じて対策を練っていくということが必要になってくると思います。その中でも光害というようなこともございまして、そこに住んでいる方が、あまり明るくなると逆に明る過ぎるといったようなことも中にはございます。ですから、にぎわいとかそういうような部分での明るさが必要だということと、防犯の対策ということはまた別の考え方で、関係者と対応を考えていく必要があるのかなというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

非常に明るい中尊寺通りから駅前に来ると特に感じるのですが、足元の段差も見えないようでは転倒の危険もあります。観光の町平泉としては、日没で暗くなる駅前はイメージダウンにつながるのではないのでしょうか。駅前のロータリー周りの街路灯が6基のうち1基しか点灯していないということも聞いておりますが、そのことについて伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵建設水道課長。

建設水道課長（岩淵省一君）

駅前広場の街路灯につきましては、毛越寺大通り街路灯組合で管理しているものになります。お話しのとおり6基ありましたが、組合員の減少、また電気料金等の高騰により会計が非常に厳しいということもあり、現在点灯しているのは1基となっているところであります。6基点灯、また本来の明るさを取り戻すためにも町として必要と考えていることから、組合の補助について検討しているところでございます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

観光の町、平泉の駅にふさわしいような明かりになるよう要望したいと思います。

次に、花立ため池について伺います。

定期的なパトロール及び緊急点検の頻度と実施日、対応の実績について伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵建設水道課長。

建設水道課長（岩淵省一君）

まず初めに、定期的なパトロールでございますが、月1回程度を実施しておりますし、また溜池の水位の確認時においても点検しているところでございます。

緊急点検につきましては、今年度につきましては8月豪雨がありましたので、そのときに緊急点検を実施しております。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

危険な状況の場合は速やかな対応を実施するとありますが、どのような状況になったらどのような対応をするのか、お伺いします。

議長（高橋拓生君）

岩淵建設水道課長。

建設水道課長（岩淵省一君）

危険な状況ということでございますが、倒木、また枝折れする可能性がある場合と考えており

ます。これにつきましては腐食、傷、割れなどから判断することになるかと考えております。対応につきましては、基本的には土地の所有者とは考えておりますが、町道が隣接していることから、通行する方に危険を及ぼす状態であれば、町で対応することもあり得ると思えます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

倒木の危険をなくすために伐採することについて、所有者との話合いの進捗状況はどうなっているか伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵建設水道課長。

建設水道課長（岩淵省一君）

立ち木を伐採するということになりますと、確かに民家に対してのリスクはなくなるかと思えます。ただ、伐採することによりまして根が腐り、のり面機能が低下する。そのことにより、のり面が不安定な状態になり、豪雨等が発生した場合にはのり面崩壊等が発生しやすくなるのではないかと考えております。そのことによりどのように対応すべきか検討している状況であり、所有者との話合いは進んでおりません。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

対応策はいつ、どのように行っていくのでしょうか、打合せなど。

議長（高橋拓生君）

岩淵建設水道課長。

建設水道課長（岩淵省一君）

どのように対応すべきか、今岩手県のほうと協議中であり、その協議結果により所有者と話合いを持ちたいと思えます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

お願いしたいと思います。

関係者による管理に関わる懇談会も低水位で管理するとありますが、管理基準と、誰がどのように管理するのか伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵建設水道課長。

建設水道課長（岩淵省一君）

管理基準につきましては、用水時期につきましてはといの2段目、それ以外の時期につきましてはといの3段目、また用水時期であったとしても、大雨が予想される場合には2段から3段に

落とすということで懇談会の中で決めさせていただきました。

それを誰が管理するのかという話になりますが、水利の利用者、またため池の管理者である町が管理していきたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

水利利用者と町で一緒に管理していくということでよろしいのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵建設水道課長。

建設水道課長（岩淵省一君）

用水時期につきましては、やはり水利利用者が責任を持って対応していただきたいと考えておりますし、それ以外の時期につきましては、町が行うということになろうかと思えます。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

分かりました。

次に、どうしても浚渫が必要と考えるが、当町は汚染重点区域になっており、難しいとのこと。現在の放射能レベル及び国の基準や指針、浚渫のめどについて伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

まず、花立ため池の空間放射線量測定についてお話をさせていただきますが、環境省の通知によりますと、水の遮蔽効果による生活圏への空間放射線量への寄与が小さいことから、基本的には除染は実施しないとの前提で、現在測定においてはその必要性はないとして空間放射線量測定は行ってはおりません。

しかしながら、ため池の堆積土砂については現場から動かさずに現状維持のままとなっておりますから、今後においては環境省との協議、さらには他の自治体との対応方法なども参考にしながら、堆積土砂の放射線量測定やその処分の方法について検討を進めてまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

時期的なめどというものはあるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

調査については今後環境省との協議を進めさせていただきますので、時期的なものについてはまだ明確にこの時期というふうなことにはなりません、それと併せながら、協議等、他市町村がどのような感じで処分をしているのかというふうなところは今後もう少し検討をさせていただきたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

次に、側溝に蓋がないため葉っぱ等が詰まり、水があふれ出ることがあります。側溝に蓋をすることはできないのでしょうか。

あと、民家の雨どいに葉っぱが詰まって取り除きたいのですが、高齢化により取り除くことが困難になってきたという住民の声に対しての見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

まず初めに、水路についてであります、水路につきましても、懇談会において縦断勾配に凹凸があるということで手直しを求められたところであります。それについて、今年度中に側溝の据え直しをしたいと考えているところであります。ただ、蓋につきましても、現在のところ設置するという予定はございません。

また、民家につきましてもあくまで個人財産ということになるかと思っておりますので、個人での管理ということが基本になるかと思っております。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

側溝の蓋の設置予定はないということですが、ぜひ検討していただければと思います。

昨今の地球規模の異常気象により、ため池方向からの突風により倒木はいつ起こるか分かりません。住民の困り事に迅速に対応することが行政の仕事だと思っております。この問題については困り事というより人命に関わる問題なので、スピード感を持って対処すべきと思っておりますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

花立ため池に関しましては、私有地もあり、また水利利用者もあり、消防としての水利としての活用もあり、総合的に判断して進めていく必要があるかと考えております。

ただ、いずれリスクがあるのは間違いないかと考えておりますので、県とも相談しながら、協議しながら早急に検討してまいりたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

スピード感を持って対応していただくことを希望します。

次に、ガイダンスセンターへの通路ですが、今までの経過及び今後のスケジュール等ありましたらお伺いします。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

これまでの協議経過と今後の取り組み、スケジュールということについてお答えをさせていただきます。

まず、町長答弁にもございましたが、7月に新たに追加項目として県への要望をしているというところがございますし、あと今年の2月に行われましたガイダンスセンターの運営協議会で、ガイダンスセンターへの連絡通路の設置ということが住民要望としてあるということをしかりと伝えてございます。

また、関係市町のワーキング会議がございますけれども、これでも協議をしているということもございますし、県教委とも個別に協議をしているというところがございます。協議内容といたしましては、実施主体でございます県教委と現在周辺施設との周遊動線を含めて検討しておりますので、今後とも来訪者の実態に即した沿路整備ということに向けまして、しっかりと県教委と協議をしてまいりたいというふうに思っております。

設置のスケジュールということになるかと思いますが、いずれ県教委で設置すると県教委の事業ということになりますので、協議が調い次第ということになりますので、しっかりと協議を進めてまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

稲葉正議員。

2 番（稲葉正君）

以前聞いたお話だと、ガイダンスセンターの駐車場のほうから上がるか、それとも建屋のほうから上がるかというような検討事項もあったと思いますが、安全に歩きやすいことと、あと自転車置き場なども設置しなければならないと思いますので、そこいら辺も検討事項に入れていただければと思います。このことについて何かあれば。

議長（高橋拓生君）

高橋平泉文化センター館長。

平泉文化遺産センター館長（高橋国博君）

来訪者の安全な通路の確保ということになるかと思いますが、それにつきましても県教委と今後協議をしてまいりたいというふうに思います。

2 番（稲葉正君）

以上で、私からの質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで、稲葉正議員の質問を終わります。

以上で通告された一般質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は、12月14日午前10時から行います。

ご起立願います。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時40分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 稻 葉 正

同 猪 岡 須 夫